

和歌山市奨学金返還に係る助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、本市の人口減少に係る対策を推進し、及び本市の産業を担う人材の確保を図るため、和歌山県及び地元産業界との協議の結果、対象企業への就職及び定着の支援として、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金（以下「奨学金」という。）を借り入れた生徒及び学生に対し、当該奨学金の返還を地元産業界と協力して助成することとし、当該助成に係る助成金の交付に関し和歌山市補助金等交付規則（平成2年規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法第26号）による大学（短期大学と称するものを含む。）（大学院を置く場合にあつては、修士の学位を授与するものに限る。）及び専修学校（専門課程を置くものに限る。）をいう。
- (2) 対象企業 次のア及びイを満たす者であつて、市長に和歌山市奨学金返還に係る助成制度参画申込書（別記様式第1号）及びアを満たすことを確認できる書類を提出したものをいう。
ア 和歌山市内（以下「市内」という。）に主たる事業所を有する、日本標準産業分類（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として定められた産業に関する分類をいう。）に掲げる中分類83一医療業、小分類603一医薬品・化粧品小売業又は小分類854一老人福祉・介護事業に係る事業を行う法人であること。
イ この要綱による助成金の交付が受けられると見込まれる者を専門的職種として市内の事業所等で期限の定めのない雇用形態で勤務させることを条件に採用すること。
- (3) 資格 看護師、薬剤師、保健師、歯科衛生士、歯科技工士、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、視能訓練士、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士の資格をいう。

(交付対象者の認定)

第3条 この助成金の交付を受けようとする者は、大学等の卒業又は修了年度の前年度の市長が定める募集期間に和歌山市奨学金返還に係る助成金交付対象者認定申請書（別記様式第2号）に大学等が発行する在学証明書及び独立行政法人日本学生支援機構が発行する奨学金の借入額又は借入予定額が確認できる書類を添えて市長に認定を申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、次の各号のいずれにも該当する者であつて適当と認めるものを認定し、和歌山市奨学金返還に係る助成金交付対象者認定書（別記様式第3号）により当該申請をした者に通知するものとする。

- (1) 奨学金を借り入れている者又は借り入れる予定の者
- (2) 資格を取得する見込みがあり、かつ、和歌山市奨学金返還に係る助成金交付対象者認定申請書の提出年度の翌年度に卒業し、又は修了する見込みである者
- (3) 対象企業に大学等を卒業し、又は修了した年度の翌年度から期限の定めのない雇用により継続して3年間以上勤務する予定である者
- (4) 留年（大学等において進級し、又は卒業し、若しくは修了するに至らず、原級にとどまることをいう。）をしていない者
- (5) 市内に住所を有することとなる者

3 市長は、第1項の規定による申請を受け付けた場合において、前項各号のいずれかに該当せず認定しないときは、和歌山市奨学金返還に係る助成金交付対象者不認定通知書（別記様式第4号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（助成金の額）

第4条 助成金の額は、250,000円に奨学金の借り入れを受けた月数（72月を超える場合にあっては、72月）を乗じて得た額を12で除して得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

（交付対象者の認定内容の変更）

第5条 第3条第2項の規定による認定（以下単に「認定」という。）を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、当該認定を受けた内容に変更があったときは、速やかに和歌山市奨学金返還に係る助成金の交付対象者認定変更届出書（別記様式第5号）により市長に届け出なければならない。

2 交付対象者が第3条第2項各号のいずれかに該当しなくなったとき又は次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかにその旨を和歌山市奨学金返還に係る助成金の交付対象者非該当届出書（別記様式第6号）により市長に届け出なければならない。

（1）奨学金の全額を辞退し、又は取り消されたことにより、奨学金を借り入れなかったとき。

（2）資格を取得できなかったとき。

（3）認定を受けた年度の翌年度に大学等を卒業し、又は修了することができなかったとき。

（4）奨学金の返還が全額免除されたとき。

（5）大学等を卒業し、又は修了した年度の翌年度に対象企業に期限の定めのない雇用による就職をしなかったとき。

（6）対象企業に就職後3年を経過する前に離職したとき。

（7）対象企業に就職後、市内に住所を有しないとき。

（認定の取消し）

第6条 市長は、交付対象者から前条第2項の規定による届出を受けたとき、又は交付対象者が前条第2項各号のいずれかに該当していることが判明したときは、当該交付対象者に係る認定を取り消し、その旨を和歌山市奨学金返還に係る助成金交付対象者認定取消通知書（別記様式第7号）により当該交付対象者に通知するものとする。

（状況報告）

第7条 交付対象者は、対象企業に就職後、和歌山市奨学金返還に係る助成金状況報告書（別記様式第8号）に次に掲げる書類を添えて毎年度（交付申請を行う年度を除く。）4月30日までに市長に提出しなければならない。

（1）被雇用者証明書（別記様式第9号）

（2）独立行政法人日本学生支援機構が発行する奨学金の返還状況が確認できる書類

（3）資格を有することが確認できる書類

（4）和歌山市奨学金返還に係る助成金状況報告書を提出する年度に発行された住民票の写し

（助成金の交付）

第8条 市長は、大学等を卒業又は修了後に、市内に住所を有し、かつ、対象企業に3年間継続して勤務した交付対象者に、予算の範囲内で助成金を交付する。ただし、交付対象者に休職していた期間がある場合における助成金の交付については、市長と対象企業が協議の上、決定す

るものとする。

- 2 市長は、独立行政法人日本学生支援機構が代理受領者（助成金を代理受領する権限を有する者をいう。）であると認められる場合にあっては、代理受領者である独立行政法人日本学生支援機構に支払うものとする。

（交付申請等）

第9条 助成金の交付については、和歌山市奨学金返還に係る助成金交付申請書（別記様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、当該年度の6月30日までに市長に申請しなければならない。この場合において、市長は、規則第3条の規定による補助事業等に関する事業計画書及び収支予算書の添付を省略させるものとする。

（1）被雇用者証明書

（2）独立行政法人日本学生支援機構が発行する奨学金の返還状況が確認できる書類

（3）認定に係る通知書の写し

（4）資格を有することが確認できる書類

（5）和歌山市奨学金返還に係る助成金交付申請書を提出する年度に発行された住民票の写し

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、規則第12条の規定による報告を省略するものとする。

- 3 市長は、規則第4条第1項の規定による調査及び規則第13条の規定による調査については、これらに係る手続を併合して行うものとする。規則第6条及び第13条の規定による通知についても、同様とする。

- 4 前項の通知は、和歌山市奨学金返還に係る助成金交付決定及び確定通知書（別記様式第11号）により通知するものとする。

- 5 市長は、和歌山市奨学金返還に係る助成金を交付しないことを決定したときは、速やかにその旨を和歌山市奨学金返還に係る助成金不交付決定通知書（別記様式第12号）により通知するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月25日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

和歌山市奨学金返還に係る助成制度参画申込書
(年 4月採用分)

年 月 日

(宛先) 和歌山市長

住所

氏名又は名称

代表者の役職及び氏名

㊞

和歌山市奨学金返還に係る助成金交付要綱の趣旨に賛同し、参画します。

和歌山市内事業所 所在地	〒
業種	
業務概要	
採用予定人数枠	※本制度を適用して採用する人数を記入してください。 人
採用予定の職種及 び資格	※本制度を適用して採用する職種・資格を記入してください。
特記事項	※採用条件、採用予定等について特記事項等があれば記載してください。
次の内容に同意します。 1 インターンシップや企業説明会の開催等により、学生が企業研究をする機会を積極的に設けるよう努めること。 2 採用予定人数枠数の採用に努めること。 3 本制度を適用して採用した者が、継続して3年以上勤務した段階で、交付対象者に対する助成金の2分の1を支払うこと。	

(連絡担当窓口等)

担当者氏名	所属部署名
電話番号	F A X 番号
E-mail	
企業ウェブサイトURL	

別記様式第2号（第3条関係）

和歌山市奨学金返還に係る助成金交付対象者認定申請書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

申請者 住所
氏名

㊦

交付対象者の認定を受けたいので、和歌山市奨学金返還に係る助成金交付要綱第3条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

また、対象企業に必要な情報（取得予定資格、氏名及び就学先名称）を提供することに同意します。

<p>取得予定資格（該当する番号を○で囲んでください）</p> <p>1 看護師 2 薬剤師 3 歯科衛生士 4 歯科技工士 5 作業療法士 6 理学療法士 7 言語聴覚士 8 視能訓練士 9 保健師 10 社会福祉士 11 介護福祉士 12 精神保健福祉士</p>		
申請者	住所	〒
	氏名	
	生年月日	年 月 日
	電話番号	
	メールアドレス	@
就学先等	名称	大学 学部 学科 大学院 研究科 専攻 専門学校 学科
	所在地	〒
	入学年月日	年 月 日
	在籍学年	
	卒業予定年月日	年 月 日
奨学金	奨学生番号	
	区分	無利子・有利子 ※該当するものを○で囲んでください。
	金額	円/月（総額 円）
	貸与期間	年 月 日から 年 月 日まで
奨学金	奨学生番号	
	区分	無利子・有利子 ※該当するものを○で囲んでください。
	金額	円/月（総額 円）
	貸与期間	年 月 日から 年 月 日まで

別記様式第3号（第3条関係）

和歌山市奨学金返還に係る助成金交付対象者認定書

年 月 日

様

和歌山市長



年 月 日付で申請のあった和歌山市奨学金返還に係る助成金交付対象者認定申請書について、交付対象者に認定しましたので和歌山市奨学金返還に係る助成金交付要綱第3条第2項の規定により通知します。

交付対象者番号	—
氏名	
備考	【取得予定資格】 【奨学金】

別記様式第4号（第3条関係）

和歌山市奨学金返還に係る助成金交付対象者不認定通知書

年 月 日

様

和歌山市長



年 月 日付けで申請のあった和歌山市奨学金返還に係る助成金交付対象者認定申請書について、次の理由により認定しないことと決定したので和歌山市奨学金返還に係る助成金交付要綱第3条第3項の規定により通知します。

（不認定の理由）

別記様式第5号（第5条関係）

和歌山市奨学金返還に係る助成金の交付対象者認定変更届出書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

申請者 住所
氏名

㊟

年 月 日付け第 号で受けた認定について、次のとおり変更をしたいので、和歌山市奨学金返還に係る助成金交付要綱第5条第1項の規定により届け出ます。

交付対象者番号		—	
※以下の欄は、変更のあるところのみ記載してください。			
申請者	住所	〒	
	氏名		
	生年月日	年 月 日	
	電話番号		
	メールアドレス	@	
取得予定資格	1 看護師 2 薬剤師 3 歯科衛生士 4 歯科衛生士 5 作業療法士 6 理学療法士 7 言語聴覚士 8 視能訓練士 9 保健師 10 社会福祉士 11 介護福祉士 12 精神保健福祉士		
就学先	名称	大学 学部 学科 大学院 研究科 専攻 専門学校 学科	
	所在地	〒	
奨学金	奨学生番号		
	区分	無利子・有利子 ※該当するものを○で囲んでください。	
	金額	円/月 (総額 円)	
	貸与期間	年 月 日から 年 月 日まで	
奨学金	奨学生番号		
	区分	無利子・有利子 ※該当するものを○で囲んでください。	
	金額	円/月 (総額 円)	
	貸与期間	年 月 日から 年 月 日まで	

別記様式第6号（第5条関係）

和歌山市奨学金返還に係る助成金の交付対象者非該当届出書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

申請者 住所
氏名

㊟

年 月 日付け第 号で受けた交付対象者の認定について、次の理由により該当しないこととなりましたので、和歌山市奨学金返還に係る助成金交付要綱第5条第2項の規定により届け出ます。

交付対象者番号	—
非該当理由	

別記様式第7号（第6条関係）

和歌山市奨学金返還に係る助成金交付対象者認定取消通知書

年 月 日

様

和歌山市長



和歌山市奨学金返還に係る助成金の交付認定を次の理由により取り消しましたので和歌山市奨学金返還に係る助成金交付要綱第6条の規定により通知します。

取消しとなる交付対象者番号	—
取消しの理由	

別記様式第8号（第7条関係）

和歌山市奨学金返還に係る助成金状況報告書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

申請者 住所
氏名

㊟

奨学金の返還状況及び就職状況について、和歌山市奨学金返還に係る助成金交付要綱第7条の規定により、次のとおり報告します。

交付対象者番号	—	
返還額総額	円	
前年度までの返還額	円	
今年度の返還額	円	
翌年度以降の返還額	円	
勤務先	所在地	〒
	名称	
	代表者名	
	電話番号	
	就業年月日	

被雇用者証明書

氏名	ふりがな
生年月日	
現住所	
就職年月日	
現在の所属部署 (勤務場所)	本社 部 課 事業所 部 課

年 月 日

事業所 所在地 〒 _____
名称 _____
代表者 _____
電話番号 _____

⑨

〔 記入担当者 所属部署 役職及び氏名 〕

別記様式第10号（第9条関係）

和歌山市奨学金返還に係る助成金交付申請書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

申請者 住所
氏名

㊟

和歌山市奨学金返還に係る助成金交付要綱第9条の規定により関係書類を添えて申請します。

補助年度	年度	助成事業等の名称	和歌山市奨学金返還に係る助成金
交付申請金額	円		

なお、私は、次の法人を私の代理受領者として市から支払を受ける私の上記債権のうち次の額について、代理受領する権限及びこれに必要な事務処理に関する権限を付与し、次の法人に支払い願います。

1 代理受領者

独立行政法人日本学生支援機構

2 代理受領する額

独立行政法人日本学生支援機構から和歌山市宛てに送付される払込み用紙に奨学生番号に対応するように記載された額

（奨学生番号 ）

別記様式第 1 1 号（第 9 条関係）

和歌山市奨学金返還に係る助成金交付決定及び確定通知書

年 月 日

様

和歌山市長



年 月 日付けで申請があった和歌山市奨学金返還に係る助成金の交付について、次のとおり決定し、和歌山市奨学金返還に係る助成金の額を確定したので和歌山市奨学金返還に係る助成金交付要綱第 9 条第 4 項の規定により通知します。

補助年度	年度	助成事業等の名称	和歌山市奨学金返還に係る助成金
助成金の交付確定金額	円		

注意事項 この交付決定に対して不服がある場合は、この通知を受領した日から起算して 1 5 日以内に申請の取下げをすることができます。

なお、上記債権のうち次の額については、申請書において申出があったとおりに代理受領者に支払うこととします。

1 代理受領者

独立行政法人日本学生支援機構

2 代理受領する額

独立行政法人日本学生支援機構から和歌山市宛てに送付される払込み用紙に奨学生番号に対応するように記載された額

(奨学生番号)

別記様式第12号（第9条関係）

和歌山市奨学金返還に係る助成金不交付決定通知書

年 月 日

様

和歌山市長



年 月 日付で申請のあった和歌山市奨学金返還に係る助成金の交付について、次の理由により交付しないことと決定したので和歌山市奨学金返還に係る助成金交付要綱第9条第5項の規定により通知します。

（不交付の理由）